

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める。(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

**【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】**

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ・市域及び広域的地図  | ・輸送力のリスト         |
| ・市内の道路網のリスト | ・備蓄物資、調達可能物資のリスト |
| ・避難施設のリスト   | ・生活関連等施設のリスト など  |

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、迅速かつ的確に行うため、消防・福祉関係部局を中心とした横断的な職員の配置に留意するなどの避難対策を講じる。

##### ① 日常的把握

市は、関係団体の協力を得ながら、病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数の把握に努める。

また、民生委員・児童委員、自主防災組織、婦人防火クラブ、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、個人情報の取り扱いに留意し、台帳を作成しておくなど、武力攻撃災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

##### ② 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティFM等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

③ 緊急通報システムの充実

市は、高齢者と消防本部との間に整備された緊急通報システムの一層の充実に努める。

④ 運送手段の確保

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両については、自ら避難することが困難な者の運送手段として利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

## 3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市が行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

## (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

**【輸送力に関する情報】**

- ① 保有車両等（鉄道、定期・観光バス、船舶等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

**【輸送施設に関する情報】**

- ① 道 路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄 道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港 湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）

## (2) 避難候補路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日ごろから整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

## (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。《資料編51P参照》

## (4) 家島諸島における運送手段の把握等

市は、家島諸島の住民の避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。《資料編53P参照》

**【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】**

- ① 島の全住民を避難させる場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾までの輸送体制 など

**5 一時集合場所の選定**

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

## **6 避難施設の指定への協力**

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人数など必要な情報を提供するなど県に協力するとともに、県との連絡体制を整備する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。《資料編58P参照》

## **7 医療体制の整備**

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、県が救援の実施に関する事務の一部について市長が行うこととした場合や県が行う救援を補助する場合において救護班の要請と受け入れ、救護所の設置及び被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

## **8 生活関連等施設の把握等**

### (1) 生活関連等施設の把握

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### **【生活関連等施設の種類及び所管省庁】**

国民保護法 施行令	各 号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所(最大出力5万kW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省
	2号	ガス工作物(ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く)	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池(供給能力10万m <sup>3</sup> /1日以上)	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設(平均利用者数10万人/1日以上)	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備(NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備)	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省

国民保護法 施行令	各 号	施設の種類	所管省庁名
	9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	4号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

## (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応及び県の行う措置を参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

### 【予防対策の例】

- 1 庁内の緊密な情報連携
- 2 庁舎内における不審物の有無の点検
  - ① 庁舎内の巡回点検
  - ② 登庁時及び退庁時の執務室内の点検
  - ③ 不審物発見時の警察等への通報
  - ④ 退庁時の施錠徹底
- 3 その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底